

北斗市水防計画（案）
（別表・資料）

北斗市水防協議会

目 次

別 表

- 1 水防資器材保有数
- 2 保有輸送車両
- 3 重要警戒区域
- 4 水防本部の組織
- 5 水防事務分掌
- 6 南渡島消防事務組合組織図及び消防機関の組織図
- 7 消防団の水防分担区域
- 8 市の非常配備基準
- 9 消防機関の非常配備基準
- 10 堤防等の決壊・越水通報系統図
- 11 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図
- 12 隣接市町村との協力応援系統
- 13 災害時における自衛隊への災害派遣要請について
- 14 水防活動委任証
- 15 身分証票
- 16 水防記録
- 17 水防活動実施報告書
- 18 伝達方法の一例

資 料

- 1 北斗市水防協議会条例
- 2 北斗市水防協議会委員構成一覧表
- 3 水防法
- 4 北斗市ダム管理条例
- 5 北斗市ダム管理条例施行規則
- 6 上磯ダム管理規定
- 7 大野ダム管理規定
- 8 水防工法一覧表

別表 1 水防資器材保有数

倉庫 資器材名	大野川ステーション	北斗消防署 水防倉庫	北斗消防署 北分署	七重浜 出張所	茂辺地 分遣所	当 別 分遣所	合 計
土嚢袋	5,000 枚	2,370 枚	1,800 枚	-	-	-	11,000 枚
大型土嚢袋	45 枚	-	-	-	-	-	45 枚
鉄 線	-	600 kg	-	-	-	-	600 kg
掛 矢	10 丁	14 丁	8 丁	2 丁	1 丁	1 丁	36 丁
な た	5 丁	43 丁	6 丁	1 丁	-	-	55 丁
まさかり	-	7 丁	8 丁	-	-	-	15 丁
剣 先	22 丁	31 丁	53 丁	5 丁	5 丁	4 丁	120 丁
大 角	10 丁	32 丁	15 丁	3 丁	1 丁	1 丁	62 丁
角	11 丁	42 丁	15 丁	8 丁	5 丁	2 丁	83 丁
つるはし	10 丁	11 丁	6 丁	2 丁	1 丁	1 丁	31 丁
鉋	6 丁	43 丁	-	1 丁	-	-	50 丁
鋸	1 丁	10 丁	5 丁	-	-	-	16 丁
クリッパー	1 丁	7 丁	5 丁	-	-	-	14 丁
し の	10 丁	29 丁	12 丁	-	2 丁	2 丁	55 丁
金てこ	2 丁	7 丁	5 丁	-	-	-	14 丁
特長靴		40 足	6 足	2 足	2 足	-	50 足
胴付靴	2 足	10 足	-	-	2 足	2 足	16 足
ロープ	-	200m	-	-	-	-	200m
鉄パイプ	50 本	-	-	-	-	-	50 本
※ 水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、水防活動に必要な土砂は大野川防災ステーションに堆積する。							

別表2 保有輸送車両

連番	種別	台数	乗車定員	備考
1	トラック	9台		土木8台、総務課1台
2	バス	6台	225人	スクールバス×1、老人福祉バス×2、マイクロバス×3
3	土木作業車	9台		グレーダー、散水車、ショベルカー、ロータリー車等
4	連絡車	56台	218人	ライトバン、乗用車、軽自動車、ハイブリット車等
5	道路パトロールカー	2台	12人	
6	交通安全啓発車	1台	7人	
7	畜犬車	1台	6人	
	計	84台	468人	

別表4 水防本部の組織（災害対策本部の組織系統図）



別表5 水防事務分掌

1 総務対策班（対策本部）

担当班	業 務 内 容
<p>総 務 課 議 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の総括に関する事。 ・対策本部の設置、廃止及び本部員会議に関する事。 ・本部員及びその他職員の召集に関する事。 ・水防会議その他関係団体の連絡調整に関する事。 ・関係団体に対する協力及び応援要請 ・本部移動に関する事。 ・気象情報及び災害情報等の受理、伝達に関する事。 ・情報の収集、集計及び報告に関する事。 ・応急対策の企画及び連絡調整に関する事。 ・避難場所等の設置及び避難者収容に関する事。 ・避難指示・勧告の発令に関する事。 ・災害時の避難誘導等に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。 ・自衛隊の活動拠点に関する事。 ・広域応援の要請に関する事。 ・災害対策車両の調達及び緊急車両交付申請に関する事。 ・災害に関わる北海道への報告に関する事。 ・市有財産、所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・公的財産の応急利用に関する事。 ・活動職員の食事に関する事。 ・防災行政無線を利用した必要情報の周知に関する事。 ・庁内の維持管理に関する事。 ・罹災証明（火災以外）の発行に関する事。
<p>企 画 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道、関係機関への陳情等の調整、中央関係機関との連絡に関する事。 ・災害情報等の収集、集計及び報告に関する事。 ・災害に関する統計資料の取りまとめに関する事。 ・災害広報（ライフライン被害、上下水道、水・食料、教育、救援物資、安否情報等）に関する事。 ・災害時の広報、広聴、避難場所等の周知広報に関する事。 ・災害時の広報紙、号外等の作成及び配布に関する事。 ・交通しゃ断時の伝達員の編成、派遣に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。 ・災害記録に関する事。 ・災害報道記事及び災害写真の収集に関する事。
<p>財政課・出納室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算関係総括 ・災害対策及び復旧対策等に要する予算調整及び資金計画 ・応急公用負担
<p>税務課・収納課</p>	<p>被災地域、被災者、家屋等の被害状況調査</p>

2 市民対策班

<p>市 民 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の交通安全対策に関すること。 ・災害時の交通状況調査及び交通関係機関との連絡調整 ・災害対策等に要する生活必需品、物品等の購入、調達及び配分に関すること。 ・被災者、避難者等の輸送に関すること。 ・所管施設への避難、誘導に関すること。 ・災害救助法に基づく応急救助計画の作成及び実施に関すること。 ・避難場所等の設置及び被災者の受入れに関すること。 ・避難所運営支援に関すること。 ・住民組織との連絡に関すること。 ・安否情報の照会の受理と情報の提供に関すること。 ・被災者に対する炊き出し、食料の供給計画及び実施に関すること。 ・衣料、生活必需品等救護物資の供給計画及び実施に関すること。 ・被災地域の外国人等の援護に関すること。 ・火葬・埋葬等の許可に関すること。 ・避難滞在者及び外国人等の援護に関すること。
<p>環 境 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の防疫等、環境衛生総括に関すること。 ・災害時の防疫班の編成及び応急防疫活動の実施に関すること。 ・災害時の清掃班の編成及び応急清掃活動の実施に関すること。 ・災害時の衛生材料等の供給及び確保に関すること。 ・災害時における廃棄物及び死亡獣畜の処理等に関すること。 ・家庭動物等対策に関すること。 ・災害がれき類の処理ルート確保に関すること。 ・ゴミ、し尿処理及び清掃に関すること。 ・遺体の火葬・埋葬に関すること。 ・焼却場被災時の他自治体に対する施設使用要請の実施に関すること。 ・災害ゴミの仮置き場の選定に関すること。(土壌汚染対策等) ・被災に伴う環境の監視及び公害対策に関すること。
<p>総合分庁舎 七重浜支所 茂辺地支所 市民窓口課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該所管区域に係る市民対策班業務全般及び連絡調整に関すること。 ・当該地域住民の安否情報に関すること。 ・避難所運営支援に関すること。

3 民政対策班

<p>社会福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地視察及び災害見舞者等の対応に関する事。 ・避難場所等の設置及び被災者受入れに関する事。 ・避難所の運営支援に関する事。 ・被災者の生活保護に関する事。 ・北斗市社会福祉協議会及び日本赤十字社の救助活動に係る連絡調整に関する事。 ・災害支援団体や災害ボランティア等の受入れ及びマッチング等に関する事。 ・見舞金・義援金の受理、配分に関する事。(窓口の設置) ・災害弔慰金等に関する事。 ・保育所施設、その他所管施設等の被害状況調査および応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・被災地域のひとり親世帯の援護に関する事。 ・被災者ニーズに関する事。 ・被災者台帳の整備に関する事。 ・外国人や観光客等の被災時支援に関する事。 ・被災者相談室の設置
<p>保健福祉課 子ども・子育て 支援課 国保医療課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、障がい者施設その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・要配慮者対策に関する事。 ・要配慮者の安否確認に関する事。 ・医療施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・避難場所等における避難者の健康管理に関する事。 ・災害時の医療班の編成及び医療救護、助産に関する事。 ・被災者に対する生活援護相談、心身健康相談、栄養指導に関する事。 ・災害時における遺体の収容及び保管、埋葬に関する事。 ・保健センター施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・避難・誘導及び収容者の情報提供に関する事。 ・被災者の一時収容対策に関する事。 ・医療救護所の設置及び医療班の編成並びに巡回診療運営に関する事。 ・北斗市医会等に対する医療班派遣等の連絡調整に関する事。 ・緊急医療対策本部の設置等に関する事。 ・医療品、衛生資材の確保に関する事。 ・遺体の収容処理及び埋葬に関する事。

4 産業対策班

<p>水産商工労働課 観 光 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港、漁港施設、水産施設、漁船、漁具、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・水産物、製品等の被害状況調査に関すること。 ・漁業被害応急対策に係る市内関係業者の協力要請に関すること。 ・被災漁家の営魚指導に関すること。 ・災害時の漁業用資材等の確保に関すること。 ・出漁漁船の避難に関すること。 ・海難対策及び海上流出油等対策に関すること。 ・災害時の緊急輸送に関すること。 ・災害時の緊急輸送（海上）に関すること。 ・商工業施設、観光施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・商品、製品等の被害状況調査に関すること。 ・災害時の物価対策及び生活必需品等の流通対策に関すること。 ・救援物資の受理及び配布に関すること。 ・救援物資集積場所の管理に関すること。 ・応急主要食料品等の調達及び輸送に関すること。 ・応急衣服、燃料、その他生活必需品等の調達に関すること。 ・被災商工観光業者の援護に関すること。 ・商工観光業被害関係融資資金等の斡旋に関すること。 ・被災商工観光業者の復旧指導に関すること。 ・災害時の電力の確保に関すること。 ・観光施設等における入込客の避難対応に関すること。 ・避難場所等の開設及び収容等に関すること。 ・災害に関連した失業者対策に関すること。
<p>農 林 課 農業委員会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農産物、農業用施設、営農施設、その他農業振興関係施設等所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・土地改良区関係施設、農道等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・農業被害応急対策に係る市内関係業者の協力要請に関すること。 ・被災農地及び農産物の防疫に関すること。 ・災害時の農業用資材等の確保に関すること。 ・家畜、畜産用資材等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・畜産被害関係融資資金等の斡旋に関すること。 ・被災畜産の防疫及び死亡獣畜の処理等に関すること。 ・災害時の畜産用資材等の確保に関すること。 ・災害時の家畜の収容等に関すること。 ・林地、林産物、林業用施設、林道、治山施設、その他所管施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・被災林野の防疫に関すること。 ・林業被害応急対策に係る市内関係業者の協力要請に関すること。 ・農地、林地、農作物、農業用施設の被害調査及び応急対策

5 建設対策班(現地対応本部)

<p>土 木 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策に必要な土木建設用資材等の確保及び輸送に関する事。 ・ 応急対策に係る市内土木建設業者の協力要請に関する事。 ・ 道路、橋梁、河川、護岸施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・ 交通不能箇所の調査及び危険表示並びに通行路線の決定に関する事。 ・ 障害物の除去及び応急措置に関する事。 ・ 災害時の河川、海岸等の現況調査及び関係情報の収集に関する事。 ・ 災害危険区域の巡回、調査に関する事。 ・ 市街地の浸水対策に関する事。 ・ 危険区域の巡回・調査
<p>都市住宅課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物、公園施設、排水施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・ 被災地域、被災者、家屋等の被害状況調査に関する事。 ・ 公営住宅の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・ 応急仮設住宅の建設等に関する事。 ・ 被災住宅の応急修理等に関する事。 ・ 被災地域の住宅建設指導に関する事。 ・ 住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事。 ・ 被災建物、被災宅地の危険度判定に関する事。 ・ 所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。
<p>上下水道課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・ 被災者に対する応急給水等に関する事。 ・ 応急対策に係る町内指定業者の協力要請に関する事。 ・ 応急対策に必要な資材等の確保及び輸送に関する事。 ・ 被災者の上下水道使用料等の減免及び徴収猶予等に関する事。

6 文教対策班

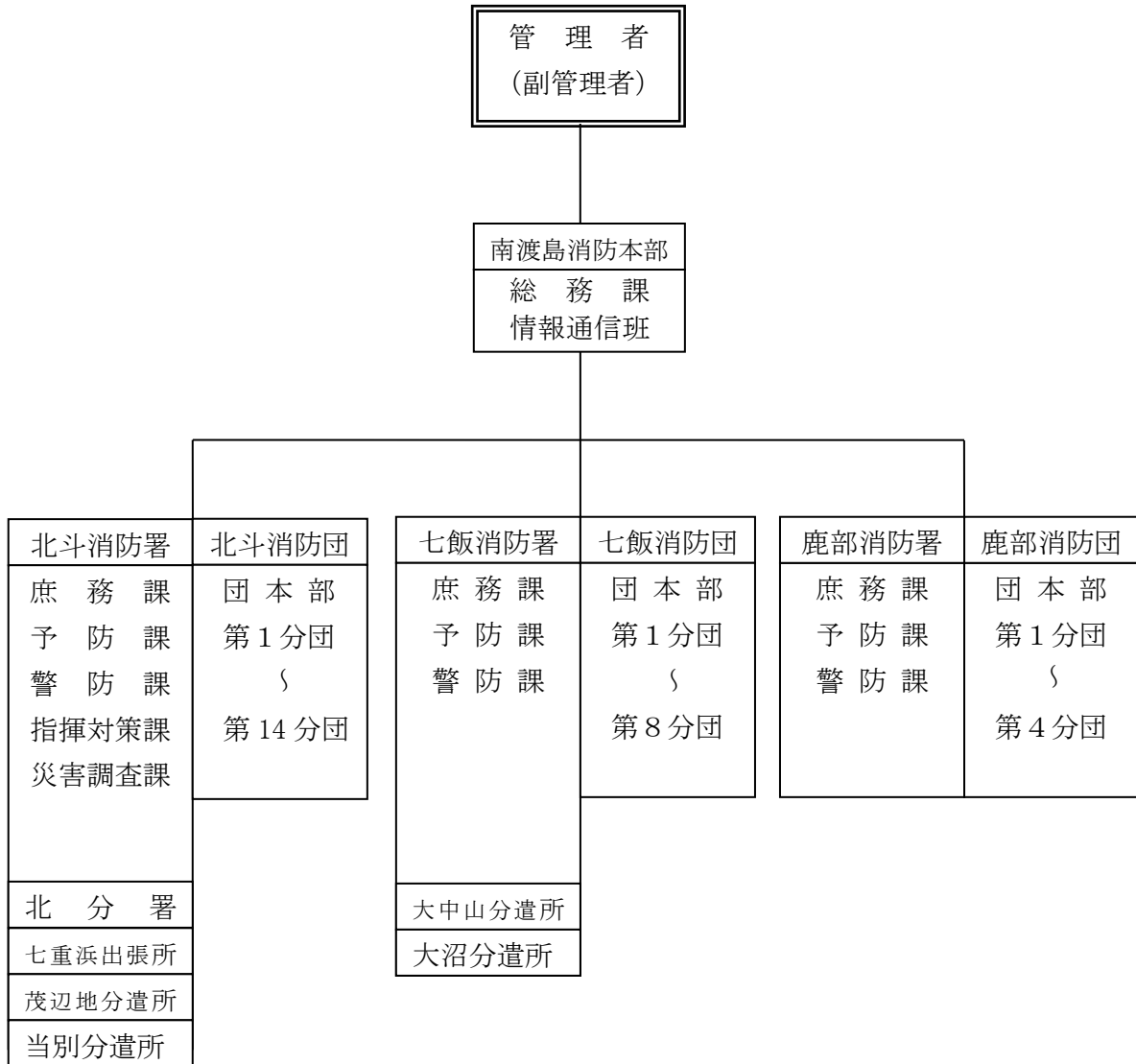
<p>学 校 教 育 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教施設、所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること。 ・ 災害時における児童生徒、父母等への災害情報等の周知に関すること。 ・ 被災児童生徒の医療、防疫に関すること。 ・ 災害時における学用品等の調達及び支給に関すること。 ・ 所管施設への避難、誘導に関すること。 ・ 所管施設の衛生管理対策に関すること。
<p>社 会 教 育 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育施設、社会体育施設、その他所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 文化財の保全対策に関すること。 ・ 避難場所等の設置及び収容等に関すること。 ・ 所管施設への避難、誘導に関すること。 ・ 災害支援団体等との連絡調整に関すること。
<p>学 校 給 食 共 同 調 理 場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 災害時における学校給食用物資の調達及び学校給食の確保に関すること ・ 被災児童生徒等への応急給食の提供等に関すること。 ・ 被災者に対する炊き出し、食料の供給計画及び実施に関すること。

7 消防対策班

南渡島消防事務 組合 北 斗 消 防 署	<ul style="list-style-type: none">・ 消防施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。・ 災害の予防、警戒、防除等に関すること。・ 人命の救助、救出及び救急活動に関すること。・ 災害時における行方不明者等の捜索及び遺体の収容等に関すること。・ 災害現場の情報収集及び伝達に関すること。・ 被害状況調査に関すること。・ 避難勧告、指示等の伝達及び避難誘導に関すること。・ 危険物施設等の保安指導に関すること。・ 消防団との連絡調整及び現場活動の指揮等に関すること。・ 防災行政無線の運用等に関すること。・ 林野火災予消防対策に関すること。・ 自主防災組織の育成指導に関すること。・ り災証明書（火災）の発行に関すること。 <p>ただし、以下の3つの事故に関しては南渡島消防本部で行うものとする</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海上流出油等対策に関すること。・ 防災ヘリコプター出動要請に関すること。・ 広域応援要請に関すること。
----------------------------	--

別表 6 南渡島消防事務組合組織図及び消防機関の組織図

南渡島消防事務組合



別表7 消防団の水防分担区域

水防区域名	該当河川名	受持区域	受持分団	連絡先
総括			団本部	73-3191
久根別、東浜、中央、中野通、大工川、押上、常盤、添山、飯生、昭和、公園通、峯朗	戸切地川、大和川、旧久根別川、第1国費排水川、第1端の川、第2端の川、添山古川	北斗消防署 (久根別地区は七重浜出張所)	第1分団	73-3191
富川、谷好、三好、水無、桜岱、館野	流溪川、下町沢川、常盤川		第3分団	73-3191
七重浜、追分	第1国費排水川清川 第2国費排水川清川	七重浜出張所	第4分団	49-4545
清川、中野、野崎	戸切地川	北斗消防署	第5分団	73-3191
茂辺地、湯ノ沢、市の渡、矢不來	茂辺地川、トドメキ川	茂辺地分遣所	第6分団	75-2021
当別、三ツ石	当別川、大当別川、石別川	当別分遣所	第7分団	75-3015
本郷、本町	大野川	北斗消防署北分署	第8分団	77-9607
村山	小ノ沢川	北斗消防署北分署	第10分団	77-8818

別表 8 市の非常配備基準

配備区分		配備の時期	配備体制	配備人員
災害対策本部設置前	第1非常配備 (注意配備体制)	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総務対策班 ・産業対策班 ・建設対策班 ・消防対策班から数名
	第2非常配備 (警戒配備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 2 水防本部長または現地指導班長が必要と認めて指令したとき。 	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	全対策班 (職員の約半数を動員)
災害対策本部設置後	第3非常配備 (本部活動体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 激甚な災害が予想されるときまたは危険性が大きく第2配備では処理できがたいと認められるとき。 2 水防本部長または現地指導班長が必要と認めて指令したとき。 	完全な水防体制	全対策班 (所属職員の全員及び応援をもとめられた部局の職員を動員)

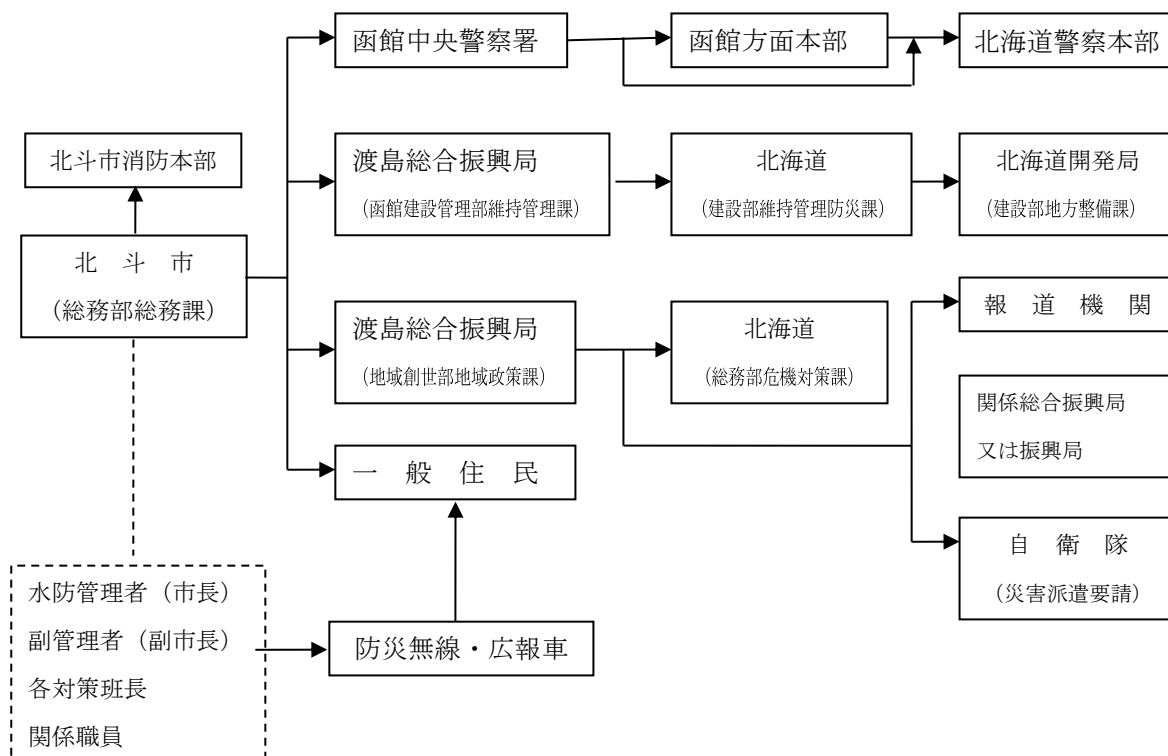
(注1 配備時期について災害の規模、態様により、上記基準によりがたい場合においては、本部長は適宜支持を発するものとする。

2 災害の規模、態様により、担当対策部については本部長が、担当班については各対策班長（部長）が配備人員を適宜増減することができる。

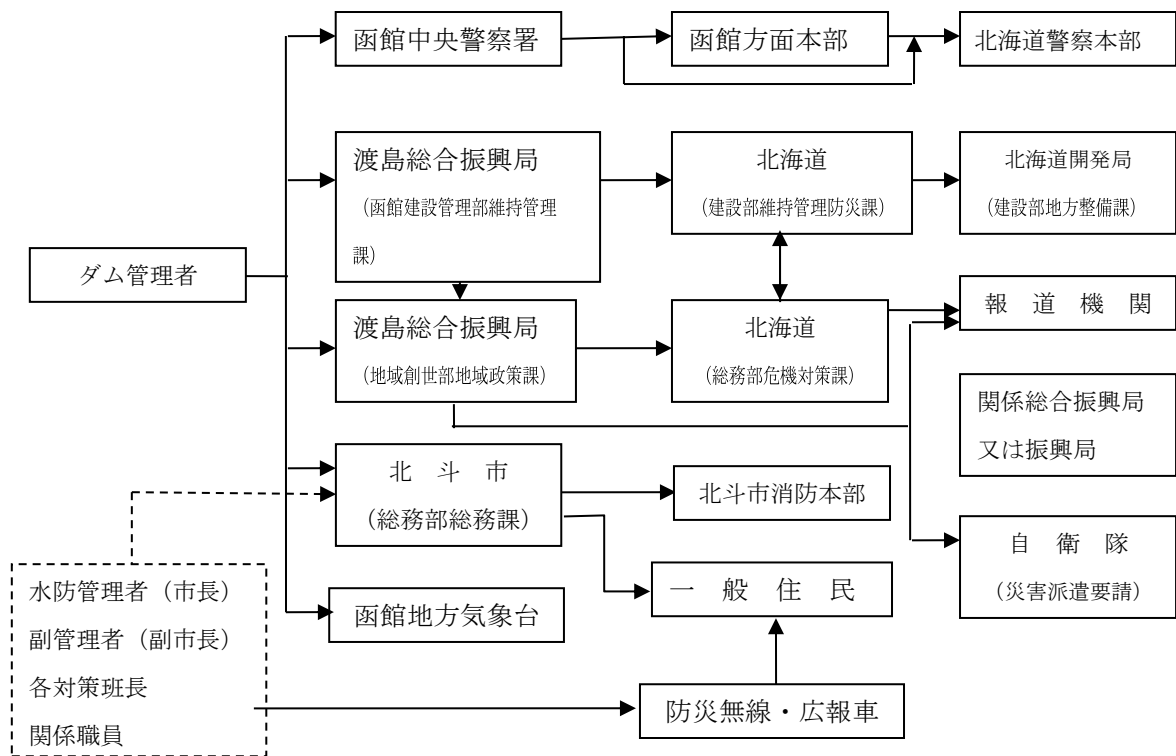
別表9 消防機関の非常配備基準

配備基準	配備時期	配備体制等
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報が発令され、または河川等の状況により待機が必要と認めるとき。 2 市長から、待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 分団長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう団員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意等する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況程度によって小隊以下の一部の団員を招集し、隊の増強を行うこと。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報が発令され、または河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めるとき。 2 市長から、出勤準備の指示を受けたとき。 3 河川の水位が水防団待機（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあるとき。 4 その他気象状況等により洪水、高潮、津波の危険が予想されるとき。 5 上記のほか、市長が水防上必要があると認めるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の半数及び消防団員（水防団員）の半数を招集し、隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡及び情報の共有に努めること。 3 出勤車両の整備を行うこと。 4 水防資器材及び各隊装備器材の整備、準備を行うこと。 5 出勤の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出勤	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報が発令され、または雨量・水位・その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれのあるとき。 2 市長から、出勤の指示を受けたとき。 3 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。 4 緊急にその必要があるとして市長から指示があったとき。 	<p>消防職員・団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現場に出勤、水防活動及び避難救助活動を行うこと。</p>
解除	<p>水防管理者が解除の指令を出したとき</p>	

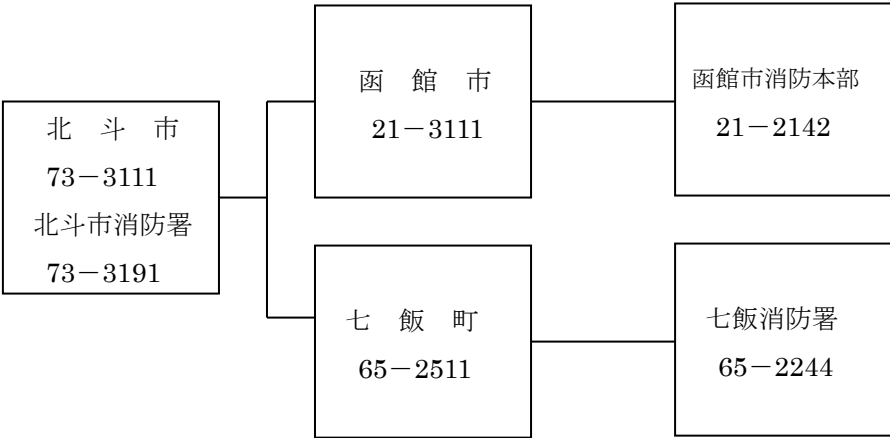
別表10 堤防等の決壊・越水通報系統図



別表 1 1 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



別表 1 2 隣接市町村との協力応援系統



別表 1 3 災害時における自衛隊への災害派遣要請について

1 災害時における自衛隊への災害派遣要請について

(平成 2 9 年 3 月 3 0 日北海道総務部危機対策局危機対策課長通知)

平成 2 9 年 3 月
総務部危機対策課

自衛隊への災害派遣要請にあたっての北海道の基本的な考え方について

1 基本的な考え方

自衛隊法の趣旨を踏まえ、①公共性、②緊急性、③非代替性の 3 要件すべてを満たす事案について、同法に基づき災害派遣を要請することを原則とする。

2 運用基準

	内 容
公共性	公共の秩序を維持するため、人命等を社会的に保護しなければならない必要があること。 【留意事項】 個人等に帰属する財産の保護など、公共性に乏しいものは対象としない。
緊急性	天災地変等、突発的な事案で、差し迫った必要があること。 【留意事項】 災害派遣要請＝ただちに活動開始を要請
非代替性	関係行政機関等（消防や警察を含む自治体や国、民間等）の対応能力を超え、自衛隊以外に適切な手段がないこと。 【留意事項】 消防や警察を含む自治体や国、民間など、自衛隊以外の対処者が十分に活動していること（又は、活動すること）。

3 具体的事案

区分	内容
自然災害	台風・大雨・自身・津波・火山噴火による救出・救助 ・記録的な大雨や防風等の気象状況により発生した事態であること。 ・大規模な地震や津波により発生した事態であること。 ・火山の噴火又は火山活動の活発化等により噴火のおそれがある事態であること。(独居世帯等の孤立、道路冠水、堤防決壊、長期の大規模断水、大規模火災、人的被害等)
	雪害による救出・救助等 ・記録的な大雪や暴風雪等の状況により発生した事態であること。 (独居世帯等の孤立、車両立ち往生、緊急車両道路の通行障害等)
山岳・海洋等の遭難・事故による救出・救助	・登山などによる遭難・事故等が発生した事態であること。 (行方不明、人的被害、漁船転覆等)
鳥インフルエンザ発生による防疫措置等	・家きんの殺処分を行う場合で大規模な飼養規模であること。
その他	緊急患者の空輸による搬送等 ・公の期間が提供すべき標準的な医療サービスが整備されていない事態であること。(離島を主体とする緊急時の患者、医者、手術用具の輸送等(臓器移植のための輸送は除く))
	その他の事件・事故による救出・救助 ・突発的な事象等の発生により、緊急かつ迅速に人命等の保護が必要な事態であること。(テロ、鉄道・道路(トンネル含む)・エネルギー施設等の重大事故等)

2 災害時における自衛隊への災害派遣要請手続等

(1) 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、応急対策等の実施が市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、人命又は財産を保護するため自衛隊の出動が必要と認められる場合において行う。

派遣要請にあたっては、自衛隊法の趣旨を踏まえ、公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること）、緊急性（差し迫った必要性があること）、非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）の3要件すべてを満たすことを原則として、おおむね次のような場合において、同法に基づき要請の手続きを行う。

ア 人命救助のための応援を必要とするとき。

イ 自身、洪水、津波、豪雨等による災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。

ウ 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。

エ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。

オ 主要道路の応急啓開に応援を必要とするとき。

カ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

なお、市（総務班）は、平成26年11月10日に陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊（以下「第28普通科連隊」という。）と締結した「大規模災害時における連携に関する協定」に基づき、北海道知事（渡島総合振興局長）への依頼が必要な場合は、あらかじめ第28普通科連隊に災害派遣を必要とする情報等の提供を行う。

その他、災害の発生するおそれのある場合において、市（総務班）は、災害の予測及び災害対応の態勢状況等の情報を第28普通科連隊に連絡し、情報を受けた第28普通科連隊は、必要に応じ市の災害対策本部に連絡幹部を派遣する。

(2) 災害派遣要請の手続

ア 要請の手続き

市（総務班）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする事由

(イ) 派遣を希望する機関

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 要請手続の特例

市（総務班）は人命の緊急救助に関し、北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により北海道知事（渡島総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに北海道知事（渡島総合振興局長）に連絡し、上記アの手続きを行う。

(3) 災害派遣部隊の受入体制

ア 受入れ準備の確立

市（総務班）は、北海道知事（渡島総合振興局長）または自衛隊より災害派遣の通知を受けたとき、次により措置をする。

(ア) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、その他受入のため必要な処置及び準備をする。

(イ) 連絡職員の指名

派遣部隊及び振興局との連絡者を指名し、連絡にあたらせる。

(ウ) 救援活動計画

救援活動の内容、所要人員、器材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に救援活動ができるように準備する。

イ 派遣部隊到着後の措置

(ア) 派遣部隊との救援活動計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と救援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

(イ) 道への報告

市（総務班）は、部隊到着後及び必要に応じて次の事項を知事（渡島総合振興局長）に報告する。

- a 派遣部隊の長の官職指名
- b 隊員数
- c 到着日時
- d 従事している救援活動の内容及び状況
- e その他参考となる事項

(4) 派遣部隊撤収要請の手続

市（総務班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認められるときは、速やかに文書をもって知事（渡島総合振興局長）に、自衛隊の撤収要請を依頼する。

なお、日時を要すときは、口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出する。

(5) 派遣及び撤収要請先

北海道渡島総合振興局 地域創生部地域政策課
函館市美原4丁目6-16 電話（01238）47-9430

(6) 「大規模災害時等における連携に関する協定」に係る連絡先

函館駐屯地司令（第28普通科連隊第三科）
函館市広野町6-18 電話（0138）51-9171

(7) その他通報先

海上自衛隊

函館基地隊司令（警備課）

函館市大町10-3 電話（0138）23-4241

(8) 経費等

ア 市は、次の費用を負担する。

(ア) 資材費及び機器・宿舍借上料

(イ) 電話料金及びその施設費

(ウ) 電気料金

(エ) 水道料金

(オ) 汲取り料金

イ その他の費用については、自衛隊及び市において協議のうえ定める。

ウ 派遣部隊は、市又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

(9) 派遣活動

派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

ウ 遭難者等の捜索救助

エ 水防・消防活動

オ 道路又は水路の啓開

カ 応急医療・救護及び防疫

キ 通信支援

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水の支援

コ その他

3 派遣及び撤収要請様式

派遣要請

	北 総 務 ○ ○ ○
	令和 年 月 日
北海道知事 ○○ ○○ 様	
	北斗市長 ○○ ○○
災害派遣の要請について	
このことについて、次のとおり のため緊急措置が必要なことから、 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の派遣を要請します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 派遣部隊が展開できる場所	
北斗市総務部総務課防災担当（担当者） 電話 73-3111（212）	

※ 要請事案に係る現状や対応経過、地図等の資料を添付すること。

撤収要請

北海道知事 ○○ ○○ 様

北 総 務 ○ ○ ○
令和 年 月 日

北斗市長 ○○ ○○

災害派遣の撤収要請について

令和○○年○月○日付け北総務にて依頼しました自衛隊の派遣について
されましたので、次の日時をもって撤収要請します。

記

- 1 撤収を希望する区域
- 2 撤収要請日時
- 3 撤収を必要とする理由

北斗市総務部総務課防災担当（担当者）
電話 73-3111（212）

別表 1 4 水防活動委任証

第 号	水防活動委任証
名 称	
住 所	
上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法代 19 条第 1 項の規定により緊急通行及び水防法代 28 条台 2 項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
平成 年 月 日	水防管理者 氏名 印

(裏面の記載)

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

別表15 身分証票

(表)

第 号
水防立入調査員票
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。
平成 年 月 日
北斗市長 印

(裏)

水防法（抜粋）
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成する必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入れ競ることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提出しなければならない。

別表 1 6 水防記録

令和 年台風 号における水防活動 (南渡島消防事務組合・令和 年 月 日～ 日)			
<p>○概要</p> <p>南渡島消防事務組合は、平成 27 年 8 月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動、市内では、1 時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人名救助を行い人的被害の軽減のため活動した</p>			
活動時間	出動延人員	主な活動内容	
8/○～8/○ 約 12 時間	○名	・土のう積み (300 袋) ・避難誘導 (20 世帯) ・排水作業 (3 件)	
水防活動または被害状況写真 ○○川左岸 (○○地先) 堤防巡視	水防活動または被害状況写真 ○○川左岸 (○○地先) 積み土のう工	水防活動実施箇所 地図	
水防活動または被害状況写真 ○○川右岸 (○○地先) 月の輪工	水防活動または被害状況写真 ○○地区の浸水被害		

別表 1 7 水防活動実施報告書

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市 町 村 名)

自 年 月
至 年 月

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団体数	活動延 人 員	主要資材 円	その他資材 円	計 円	団体数	使用資材費		
							主要資材	その他資材	
県(都道府)分 前 回 迄		人	円	円	円	—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
小 計	—	—	0	0	0	—			
累 計	—	—	0	0	0	—			
水防管理団体分 前 回 迄	()					—			
	()					—			
	()					—			
	()					—			
	0()	0	0	0	0	—			
累 計	0	0	0	0	0	0	円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の累計のみ記入すること。

別表 1 8 伝達方法の一例

避難勧告等の伝達内容	
ア 発令者	「こちらは防災北斗です。」
イ 発令時間	「現在、〇月〇日 15 時です。」
ウ 避難すべき理由	「現在〇〇川の水位が避難判断水位に達したため」
エ 避難勧告等の種類	「避難準備・高齢者等避難開始を発令いたします。」
オ 対象地域（対象者）	「発令地区は〇〇地区の〇〇～〇〇区域及び〇〇地区の〇〇～〇〇区域に発令いたします。」
カ 避難の時期	「発令を受けた区域の皆様は、準備でき次第避難を開始してください。」
キ 協力団体、避難所	「〇〇地区の皆さんは、〇〇小学校へ、〇〇地区の皆さんは、〇〇会館へ避難してください。」
ク 注意事項	「発令地区の皆さんは気象情報を確認し、火気と電気を点検して、必要な物を所持して避難してください。 高齢の方、障がいのある方、小さなお子さんをお連れの方は避難を開始してください。また発令地区以外でも、不安な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難をしてください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。」
※ 災害等の状況に応じた内容で発令する。なお、伝達にあたっては、慌てさせない日本語の使用や多言語を用いるなど、災害時要支援者に配慮する。	